



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	1
○ 告示		
181 一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課)	5
182 介護保険法による介護老人保健施設の許可	(長寿社会課)	5
183 平成23年度和歌山競輪場警備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(商工観光労働総務課)	6
184 平成23年度和歌山競輪場施設等保守管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(")	8
185 平成23年度和歌山競輪場来場者応接業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(")	10
186 小田井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)	12
187 換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定	(")	12
188 保安林の指定の解除	(森林整備課)	14
189 保安林予定森林	(")	15
190 保安林の指定施業要件	(")	15
191 特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	15
192 道路の位置の指定	(都市政策課)	16
193 秋葉山公園県民水泳場建築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(公共建築課)	16
194 和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会)	18
○ 人事委員会告示		
1 平成23年度和歌山県職員採用試験実施計画		21
○ 公告		
入札公告	(公共建築課)	22
"	(教育委員会)	27

規 則

和歌山県規則第4号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条後段を削る。

別表中「150万円」を「147万円」に改め、同表注3中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付」を加え、同表注4を次のように改める。

4 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、費用徴収額は、1及び2により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

別記第12号様式の2を次のように改める。

別記第 1 2 号様式の 2 (第 1 2 条関係)

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

和歌山県提出用

氏 名	年 月 日生 (歳)			男 ・ 女
住 所				
① 病 名 (ICDコードは、右の 病名と対応する F00 ~F99、G40 のいづれ かを記載)	(1) 主たる精神障害 _____ ICD コード ()			
	(2) 従たる精神障害 _____ ICD コード ()			
	(3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 _____ 級)			
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 診断書作成医療機関の初診年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日			
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する。) (推定発病時期 _____ 年 _____ 月頃)				
*器質性精神障害 (認知症を除く。) の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 (疾患名 _____ , _____ 年 _____ 月 _____ 日)				
④ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む。)				
(1) 抑うつ状態: 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()				
(2) 躁状態: 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ()				
(3) 幻覚妄想状態: 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()				
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態: 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()				
(5) 統合失調症等残遺状態: 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()				
(6) 情動及び行動の障害: 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 ()				
(7) 不安及び不穏: 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()				
(8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害):				
1 てんかん発作:				
発作型	イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 (月 _____ 回又は年 _____ 回)			
	ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 (月 _____ 回又は年 _____ 回)			
	ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 (月 _____ 回又は年 _____ 回)			
	ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作 (月 _____ 回又は年 _____ 回)			
最終発作 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)				
2 意識障害 3 その他 ()				
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等:				
1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 ()				
ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲すること。)				
エ その他 ()				
現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合、その期間 _____ 年 _____ 月から)				
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害:				
1 知的障害 (精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳 (有・無、等級等 _____) 2 認知症				
3 その他の記憶障害 (_____) 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 (_____)				
5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 (_____)				
(11) 広汎性発達障害関連症状:				
1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害				
3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 (_____)				
(12) その他 (_____)				
⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等				
[検査所見: 検査名、検査結果、検査時期 _____]				

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する。)

1 現在の生活環境

入院・入所 (施設名)・在宅 (ア 単身・イ 家族等と同居)・その他 ()

2 日常生活能力の判定 (該当するものを○で囲む。)

- (1) 適切な食事摂取 自発的にできる ・自発的にできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (2) 身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる ・自発的にできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (3) 金銭管理と買物 適切にできる ・おおむねできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (4) 通院と服薬 (要・不要) 適切にできる ・おおむねできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (5) 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる ・おおむねできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (6) 身の安全保持・危機対応 適切にできる ・おおむねできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (7) 社会的手続や公共施設の利用 適切にできる ・おおむねできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない
- (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる ・おおむねできるが援助が必要 ・援助があればできる ・できない

3 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む。)

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練 (生活訓練)、共同生活援助 (グループホーム)、共同生活介護 (ケアホーム)、居宅介護 (ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)

⑨ 備考

上記のとおり、診断します。 年 月 日

医療機関の名称
 医療機関所在地
 電話番号
 診療担当科名

医師氏名 (自署又は記名捺印)

※ 自立支援医療 (精神通院医療) と同時に申請される場合は、下記の欄を必ずご記入ください。

(1) 現在の治療内容

- 1 投薬内容 ()
- 2 精神療法等 ()
- 3 訪問看護指示 (有 ・ 無) *有の場合、理由及び依頼先医療機関等 ()
- 4 デイケア指示 (有 ・ 無) *有の場合、理由及び依頼先医療機関等 ()

(2) 今後の治療方針 ()

「重度かつ継続」に関する意見 (所得区分・医療保険の多数該当にかかわらず、主たる精神障害が ICD コードの F00~F39・G40 以外の場合、判断し記入する。)

- (3) 計画的集中的な通院医療の継続の必要性 a 必要とする b 必要としない
- (4) 医師の略歴 a 精神保健指定医 b 3年以上精神医療に従事した経験がある医師

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第12号様式の2の規定による用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

告 示

和歌山県告示第181号

平成22年度電子計算組織運用管理業務の委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度電子計算組織運用管理業務委託
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年1月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
中央コンピューター株式会社
大阪市北区中之島6-2-27
- 5 落札金額
45,885,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,185,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年12月17日

和歌山県告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成11年和歌山県規則第109号）第12条第2項の規定に基づき公示する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 設置法人名 医療法人天竹会
- 2 設置法人住所 和歌山県海南市重根11番地1
- 3 法人の代表者の氏名 竹中庸之
- 4 施設名 介護老人保健施設天竹苑
- 5 所在地 和歌山県海南市重根11番地1

- 6 管理者 竹中庸之
- 7 施設規模 入所定員15人
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護実施
- 8 介護保険事業者番号 3051480030
- 9 設置形態 診療所併設型
- 10 開設許可年月日 平成23年2月1日
- 11 許可の有効期間満了日 平成29年1月31日

和歌山県告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成23年度和歌山競輪場警備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項**(1) 業務の名称**

平成23年度和歌山競輪場警備業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成23年2月18日（金）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項の規定に基づき、公安委員会から警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者が3名以上所属している者
- (9) 警備業法第23条第4項の規定により施設警備検定（2級以上）の合格証明書の交付を受けている者が3名以上所属している者
- (10) 警備業者賠償責任保険（てん補限度額：対人・対物1事故につき10億円）に加入している者
- (11) 入札公告日から過去5年間に於いて、国、地方公共団体、企業、団体等との間に同種の契約実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書 (貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
- コ 2の (8) 及び (9) に掲げる資格者証及び証明書の写し並びに常勤が確認できる書類の写し
- サ 2の (10) に掲げる賠償責任保険証書の写し
- シ 2の (11) に掲げる業務の契約実績の写し

(2) (1) のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年2月18日 (金) から同年3月4日 (金) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) に規定する県の休日 (以下「休日」という。) を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成23年2月18日 (金) から同年3月4日 (金) までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県公営競技事務所に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の (1) に掲げる申請書類は、平成23年2月18日 (金) から同年3月4日 (金) までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

5 入札公告の閲覧方法

平成23年2月18日 (金) 午前10時から同年3月4日 (金) 午後4時までの間に、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山競輪場ホームページ (<http://www.keirinwa.com>) に掲載する。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所

和歌山市五筋目10-1 (和歌山競輪場メインスタンド4階)

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年3月8日 (火) までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることがで

きる。

- (2) (1) の説明は、平成23年3月17日 (木) までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成23年3月19日 (土) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第184号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項の規定に基づき、平成23年度和歌山競輪場施設等保守管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 業務の名称
平成23年度和歌山競輪場施設等保守管理業務
- (2) 業務の内容等
仕様書による。

2 一般競争入札参加の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成23年2月18日 (金) 現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者 (以下「暴力団等」という。) が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (7) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第44条第2項の規定により、経済産業大臣から電気主任技術者免許の交付を受けた者が、常勤として1名以上所属する者
- (9) 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条の規定に基づく当該職種の技能検定に合格し、同法第49条の規定によりビル設備管理技能士の合格証書の交付を受けた者が、常勤として1名以上所属する者
- (10) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) の規定に基づくボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47年労働省令第33号) 第97条第2号の1級ボイラー技士免許を有する者が、常勤として1名以上所属する者
- (11) 消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の2の規定により、都道府県知事から甲・乙1~6類危険物取扱者免許の交付を受けた者が、常勤として1名以上所属する者
- (12) 消防法第17条の7の規定により、都道府県知事から甲種消防設備士免許の交付を受けた者が、常勤

として1名以上所属する者

- (13) 入札公告日から過去5年間に於いて、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に同種の契約実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の(8)から(12)までに掲げる証明書及び資格者証の写し並びに常勤が確認できる書類の写し

サ 2の(13)に掲げる業務の契約実績の写し

- (2) (1)のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1)のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年2月18日(金)から同年3月4日(金)までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成23年2月18日(金)から同年3月4日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県公営競技事務所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成23年2月18日(金)から同年3月4日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

5 入札公告の閲覧方法

平成23年2月18日(金)午前10時から同年3月4日(金)午後4時までの間に、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山競輪場ホームページ（<http://www.keirinwa.com>）に掲載する。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所

和歌山市五筋目10-1（和歌山競輪場メインスタンド4階）

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年3月9日（水）までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成23年3月17日（木）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成23年3月19日（土）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成23年度和歌山競輪場来場者応接業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 業務の名称
平成23年度和歌山競輪場来場者応接業務
- (2) 業務の内容等
仕様書による。

2 一般競争入札参加の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成23年2月18日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
- (4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
 - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 入札公告日から過去5年間に於いて、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に同種同規模の契約実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書

- ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税、消費税及び地方消費税
 - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 2の（8）に掲げる業務の契約実績の写し

(2) (1) のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県公営競技事務所で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年2月18日（金）から同年3月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成23年2月18日（金）から同年3月4日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県公営競技事務所に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成23年2月18日（金）から同年3月4日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

5 入札公告の閲覧方法

平成23年2月18日（金）午前10時から同年3月4日（金）午後4時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山競輪場ホームページ（<http://www.keirinwa.com>）に掲載する。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県公営競技事務所

和歌山市五筋目10-1（和歌山競輪場メインスタンド4階）

郵便番号 640-8076

電話番号 073-431-4213

ファクシミリ番号 073-431-7827

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年3月9日（水）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年3月17日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成23年3月19日（土）までに当該説明を求めた者に対して書面によ

り行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成23年1月24日退任）

職名 氏 名 住 所
 理事 松下千代次 伊都郡かつらぎ町大字佐野607番地

和歌山県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成23年1月28日付けで地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、その旨を公告する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地積 (実測) m ²	特に減ずる地積 m ²	摘要
橋本市	吉原	中山	979-1	畑	畑	250	20	
橋本市	吉原	平谷	966-1	畑	畑	259	20	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-8	畑	畑	554	44	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-31	畑	畑	801	63	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-18	畑	畑	1,980	156	
橋本市	吉原	平谷	968-3	山林	山林	263	21	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-9	畑	畑	1,490	117	
橋本市	吉原	西川垣内	677-5	畑	畑	646	51	
橋本市	吉原	西川垣内	677-3	畑	畑	3,017	237	
橋本市	吉原	西川垣内	677-4	畑	畑	794	62	
橋本市	吉原	平谷	968-5	山林	山林	449	35	
橋本市	吉原	平谷	968-6	山林	山林	274	22	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-11	畑	畑	2,137	168	
橋本市	吉原	上ノ平	451-1	畑	畑	398	31	
橋本市	吉原	松之岡	862	畑	畑	954	75	
橋本市	吉原	上ノ平	448-1	畑	畑	477	38	
橋本市	吉原	上ノ平	454-11	畑	畑	378	30	
橋本市	吉原	上ノ平	454-14	畑	畑	183	14	
橋本市	吉原	平谷	967	山林	山林	987	78	
橋本市	吉原	松之岡	869	畑	畑	356	28	
橋本市	吉原	松之岡	870	畑	畑	775	61	
橋本市	吉原	西川垣内	677-7	畑	畑	1,843	145	

橋本市	吉原	西川垣内	677-12	山林	山林	344	27	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-7	畑	畑	619	49	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-30	畑	畑	750	59	
橋本市	吉原	西川垣内	677-11	畑	畑	221	17	
橋本市	吉原	西川垣内	677-1	畑	畑	1,266	100	
橋本市	吉原	郷藏垣内	548-2	畑	畑	822	65	
橋本市	吉原	西川垣内	674-1	山林	山林	9	1	
橋本市	吉原	西川垣内	674-2	山林	山林	3,223	253	
橋本市	吉原	西川垣内	676-1	畑	畑	2,821	222	
橋本市	吉原	西川垣内	676-2	公衆用道路	道路	111	9	
橋本市	吉原	西川垣内	677-9	畑	畑	213	17	
橋本市	吉原	上ノ平	454-17	畑	畑	477	38	
橋本市	吉原	西川垣内	677-6	畑	畑	750	59	
橋本市	吉原	郷藏垣内	549-1	畑	畑	65	5	
橋本市	吉原	郷藏垣内	550-1	畑	畑	861	68	
橋本市	吉原	郷藏垣内	550-3	公衆用道路	道路	66	5	
橋本市	吉原	郷藏垣内	567-1	畑	畑	420	33	
橋本市	吉原	郷藏垣内	567-4	公衆用道路	道路	37	3	
橋本市	吉原	西川垣内	678-1	畑	畑	8,984	707	
橋本市	吉原	西川垣内	678-4	山林	山林	162	13	
橋本市	吉原	平谷	968-1	山林	山林	233	18	
橋本市	吉原	平谷	968-4	畑	畑	229	18	
橋本市	吉原	平谷	961-1	田	田	428	34	
橋本市	吉原	平谷	963	山林	山林	1,036	81	
橋本市	吉原	平谷	968-2	山林	山林	765	60	
橋本市	吉原	堀ノ内	542-1	畑	畑	1,876	148	
橋本市	吉原	西川垣内	677-8	畑	畑	440	35	
橋本市	吉原	松之岡	853	畑	畑	1,171	92	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-10	畑	畑	1,744	135	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-1	畑	畑	3,757	295	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-14	畑	畑	3,992	314	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-33	山林	山林	2,224	175	
橋本市	吉原	松之岡	864-1	畑	畑	674	53	
橋本市	吉原	松之岡	864-2	用悪水路	水路	8.76	1	
橋本市	吉原	平谷	966-2	畑	畑	275	22	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-2	山林	山林	236	19	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-13	畑	畑	1,378	108	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-16	畑	畑	2,834	223	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-27	畑	畑	2,423	191	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-28	公衆用道路	道路	191	15	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-32	公衆用道路	道路	28	2	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-4	畑	畑	2,626	207	

橋本市	吉原	赤尾山	1118-29	公衆用道路	道路	32	3	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-15	畑	畑	4,839	381	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-35	公衆用道路	道路	243	19	
橋本市	吉原	平谷	969-1	山林	山林	181	14	
橋本市	吉原	平谷	969-2	山林	山林	201	16	
橋本市	吉原	平谷	969-3	山林	山林	126	10	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-3	畑	畑	3,084	243	
橋本市	吉原	赤尾山	1118-12	畑	畑	288	23	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-15	畑	畑	4,384	345	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-16	畑	畑	8,369	658	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-29	畑	畑	445	35	
橋本市	吉原	松之岡	867-1	畑	畑	1,073	84	
橋本市	吉原	松之岡	867-2	用悪水路	水路	8.69	1	
橋本市	吉原	松之岡	871	畑	畑	2,528	199	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-5	畑	畑	5,972	470	
橋本市	吉原	中山	980-1	山林	山林	700	55	
橋本市	吉原	松之岡	859	畑	畑	2,116	166	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-12	畑	畑	941	74	
橋本市	高野口町応其	庵寺峯	512-1	山林	山林	1,335	105	
橋本市	高野口町応其	庵寺峯	512-2	山林	山林	178	14	
橋本市	高野口町応其	引ノ谷	529-60	山林	山林	2,819	222	
橋本市	高野口町応其	引ノ谷	529-61	山林	山林	1,961	154	
橋本市	高野口町応其	引ノ谷	529-63	山林	山林	486	38	
橋本市	吉原	上ノ平	454-5	畑	畑	280	22	
橋本市	吉原	上ノ平	454-13	畑	畑	378	30	
橋本市	吉原	松之岡	863	畑	畑	2,966	233	
橋本市	高野口町応其	庵寺峯	513-1	山林	山林	5,212	410	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-2	畑	畑	4,928	388	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-17	畑	山林	12	1	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-19	畑	畑	7,495	589	
橋本市	吉原	赤尾山	1119-20	公衆用道路	道路	55	4	
橋本市	吉原	上ノ平	449-1	田	田	965	76	
橋本市	吉原	上ノ平	449-2	畑	畑	1,252	98	
橋本市	吉原	上ノ平	450	ため池	ため池	845	66	
		計					10,758.00	

和歌山県告示第188号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字芦谷口1773の164
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 農業用道路用地とするため

和歌山県告示第189号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字天満字西ノ坪1451の11、1451の12、1459の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ坪1451の12
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字三田字僧野谷969・970・971の1・971の5・972・973・976・976の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、974、974の1、974の2、975の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第191号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認

められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
浦神棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡那智勝浦町浦神	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第192号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3115	岩出市金池字春日50番8の一部、52番1の一部、53番の一部、63番1の一部、里道	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 23.2.7	9.32	96.29
				6.00	
				6.00	

和歌山県告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、秋葉山公園県民水泳場建築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定めたので告示する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事名等

- (1) 工事年度及び工事番号 平成22年度 県債国公整第1号-2
平成22年度 県債県単国公整第1号-1
- (2) 工事名 秋葉山公園県民水泳場建築工事

2 入札参加資格審査申請書類及びその配布方法

- (1) この一般競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）とする（詳細は入札説明書による。）。
- (2) 配布場所及び期間等

ア 場所

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課（県庁南別館10階）
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3248（直通）

イ 期間

平成23年2月18日（金）から同年4月5日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13

日施行)若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)に基づき建築工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)に利用者登録を行っている者は、和歌山県公共工事等入札情報システム(以下「入札情報システム」という。)よりダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

平成23年2月18日(金)から同年4月5日(火)までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日(システム停止時間:土曜日の午前0時から午前7時まで及び土曜日以外の午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。)

3 入札参加資格確認申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年2月21日(月)から同年3月7日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、2(2)アの場所で受け付ける。ただし、平成23年3月7日(月)は、午後2時までとする。提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

5 入札参加者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、次の要件を全て満たしている共同企業体とする。

なお、共同企業体の各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の構成員は次のアからサまでに掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

エ 申請書類において、重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。

オ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

キ 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 建築一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

ケ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

コ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

サ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 一共同企業体の構成員数は、3者であること。

(3) 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。

(4) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

(5) 共同企業体の代表者となる者は、次のア、イ及びウに掲げる要件を満たしていること。また、構成

員の中で最大の施工能力を有する者で、出資比率は、構成員の中で最大であること。

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

イ 平成7年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した、次の（ア）及び（イ）の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、（ア）と（イ）は別の建築物であってもよい。

（ア）財団法人日本水泳連盟公認又は国際公認の屋内競泳プール

（イ）延べ面積7,500㎡以上の屋内スポーツ施設

上記（ア）に示す国際公認とは、日本国内にあっては財団法人日本水泳連盟が公認した国際基準プールをいい、日本国外にあっては国際水泳連盟（FINA）がオリンピック大会、世界選手権水泳競技大会等の国際水泳連盟が開催する国際競技会の施設の基準として定めた要件を満たしたプールをいう。

ウ 次の条件を満たす専任の監理技術者を配置できる者であること。

（ア）当該技術者は申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあること。

（イ）1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者であること。

（ウ）建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者であること。

(6) 共同企業体の代表者以外の構成員は、総合評定値が750点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

(7) 共同企業体の代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。

(8) (5) イの施工実績は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績を有するものであること。

6 入札参加資格審査申請書類に関する問い合わせ先

2 (2) アに同じ。

7 資格確認の結果通知

入札参加資格の確認結果は入札参加資格確認結果通知書により平成23年3月14日（月）までに通知する。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年3月15日（火）から同月24日（木）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により2 (2) アに掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成23年3月28日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年2月18日

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成23年2月18日現在において次の要件を満たしている者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であることとし、業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 平成18年4月1日から平成23年1月31日までの間に、同種又は同規模の役務の提供に係る1以上の事業実績を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。

(3) ア又はイのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) 情報処理システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) オンライン情報処理技術者

(エ) プロジェクトマネージャ

(オ) プロダクションエンジニア

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) システム監査技術者

(ク) ネットワークスペシャリスト

(ケ) テクニカルエンジニア（ネットワーク）

(コ) テクニカルエンジニア（システム管理）

(サ) テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）

(シ) ITストラテジスト

(ス) ITサービスマネージャ

(セ) 情報セキュリティスペシャリスト

(ソ) エンベデッドシステムスペシャリスト

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、コンソーシアムにあつては、イからコまでの書類は、構成員ごとに作成することとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業実績調書（事業実績を証する書類の写しを添付すること。）

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあつては、登記事項証明書

カ 個人にあつては、住民票

キ 印鑑証明書

ク 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 担当技術者経歴書（資格等を証する書類の写しを添付すること。）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアムの協定を証する書類の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格を有している者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって (1) のウからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のアからエまで及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年2月18日（金）から同月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所及びインターネットのホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/nyusatsu/jouhou.html>）で配布する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年3月1日（火）午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

(2) 日時

平成23年2月24日（木）午後3時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年3月2日（水）から同月8日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年3月14日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年3月17日（木）午後4時までに、書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成23年3月18日(金)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成23年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成23年2月18日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

1 試験日程

試験名	試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I 種 (大学卒業程度)	平成23年4月19日予定	平成23年5月9日～ 平成23年5月27日	平成23年6月26日	平成23年7月下旬 ～8月下旬	
III 種 (高校卒業程度)	平成23年7月5日予定	平成23年8月1日～ 平成23年8月19日	平成23年9月25日	平成23年10月下旬	
第1回 警察官A	平成23年3月11日予定	平成23年4月1日～ 平成23年4月15日	平成23年5月8日	平成23年6月上旬	平成23年 7月中旬
男性					
第2回 警察官A	平成23年7月5日予定	平成23年8月1日～ 平成23年8月19日	平成23年9月18日	平成23年10月中旬	平成23年 11月下旬
男性					
警察官B					

2 受験資格

試験名	受験資格
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 イ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月末日までに卒業見込みの人
III 種	昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人(大学(短期大学を除く。)における在学期間が2年を超える人を除く。)
警察官A	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年3月末日までに卒業見込みの人
男性	
警察官B	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
男性	

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験等
I 種	和歌山市、田辺市	和歌山市
III 種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市
警察官A	和歌山市、田辺市	和歌山市 (第2次及び第3次試験)
男性		
警察官B		
男性		

4 その他

(1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。

なお、この計画は、都合により変更する場合がある。

- (2) I 種試験 (一般行政職特別枠を除く。)において、第2次試験の面接試験は2回実施する。
- (3) 資格免許職等職員採用選考試験、育休等任期付職員採用試験、身体障害者を対象とした職員採用選考試験等については、実施の有無を含め未定である。

公 告

入 札 公 告

秋葉山公園県民水泳場建築工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 平成22年度 県債国公整第1号-2
平成22年度 県債県単国公整第1号-1
- (2) 工事名 秋葉山公園県民水泳場建築工事
- (3) 工事場所 和歌山市秋葉町地内
- (4) 工事概要 施設名称:秋葉山公園県民水泳場
構造:鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造・木造)
階数:地上2階・地下1階
延べ面積:15,270.52㎡
施設内容:50Mプール (10コース)
25Mプール (8コース)
屋外プール
上記建築物の建築工事
- (5) 工期 平成25年3月25日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 事後公表
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE方式工事である。
- (9) 本工事は和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱 (平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。)による総合評価の対象工事である。
- (10) 本工事は低入札価格調査実施要領 (平成16年6月15日制定。以下「低入札要領」という。)による低入札価格調査の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第193号に規定する秋葉山公園県民水泳場建築工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

- (1) 入札契約事務担当課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課 (県庁南別館10階)
電話番号 073-441-3248 (直通)
- (2) 入札説明書等の交付及び閲覧場所、期間及び方法等
ア 場所
(1) に同じ。

イ 期間

平成23年2月18日（金）から同年4月5日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 方法

入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を上記の期間、上記の場所において交付する。また、設計図書を上記の期間、上記の場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（CD-Rから閲覧機器へのデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき建築工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム利用可能者」という。）は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）より、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

平成23年2月18日（金）から同年4月5日（火）までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：土曜日の午前0時から午前7時まで及び土曜日以外の午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(3) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出場所、期間及び提出方法

ア 場所

(1) に同じ。

イ 期間

平成23年2月21日（月）から同年3月7日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、平成23年3月7日（月）は、午後2時までとする。

ウ 方法

持参すること。

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において電子入札利用可能者である者は、原則として電子入札システムにより、平成23年4月6日（水）から同月8日（金）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(1) に同じ。

(イ) 期間

平成23年4月6日（水）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1

時までの間を除く。）

郵便による入札の場合は、一般書留により平成23年4月6日（水）午前9時から同月8日（金）午後5時までの間に到着すること。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。詳細は入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所 (1) に同じ。

イ 開札日 平成23年4月11日（月）

ウ 開札予定時刻 午前10時

(7) 開札は当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日 平成23年4月12日（火）

イ 公表予定時刻 午前10時

(9) 落札決定予定について

落札決定予定日 平成23年4月28日（木）

(10) 入札結果の公表

落札決定の当日

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(1) の場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

- a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

- (ア) 入札参加資格がない者
 - (イ) 所定の時刻までに入札しなかった者
 - (ウ) 記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）
 - (エ) 金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）
 - (オ) 誤字及び脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
 - (カ) 次に該当する場合の入札参加者
 - a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
 - b 4 (2) ア (イ) b又は4 (2) ア (ウ) に係る書類に不備があると認められる場合
 - (キ) 同一の入札について2以上の入札をした者
 - (ク) 工事費内訳書及び技術提案を提出しなかった者
 - (ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
 - (コ) 入札書提出の日から落札決定までにおいて、2に規定する要件を満たさない者
 - (サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
 - (シ) 虚偽の技術提案を提出した者
 - (ス) 工事費内訳書及び技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者
 - (セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
 - (ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
 - (タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者
- イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことができるものとする。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、(5) によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を含まない。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とするものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査を行い、落札者とするものとする。調査の結果契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値を評価値とする。

- (6) 総合評価の評価項目
- ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
 - (ア) 屋根架構の施工管理に関する提案
 - (イ) プールの施工精度向上に関する提案
 - (ウ) コンクリートの品質向上に関する提案
 - (エ) 工事中における安全対策の取組に関する提案
 - (オ) 工事が周辺環境へ及ぼす影響の低減に関する提案
 - イ 地域貢献
 - 県内のJV構成員
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 議会の議決の要否 要
- (10) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有
- (11) 各会計年度における請負代金の支払限度額
- ア 平成23年度 請負代金額の約10%の金額
 - イ 平成24年度 請負代金額の約90%の金額
- (12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3 (1) に同じ。
- (14) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、2に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の1から4までに該当し、入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）における（資格認定）に基づく認定を同基準の（参加資格）の（5）の資格を欠くことにより取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。
- (15) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Wakayama Prefectural Akibasan Park Swimming Pools
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2:00 P.M. 7 March 2011
- (3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5:30 P.M. 8 April 2011 (tenders bring with 5:00 P.M. 8 April 2011 or submitted by mail 5:00 P.M. 8 April 2011)
- (4) Contact point for tender documentation : Public Building Division, City and Housing Bureau, Prefectural Land Development Department, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori , Wakayama-City, Japan 640-8585

TEL 073-441-3248

入札公告

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年2月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成23年度

(2) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

仕様書による。

(5) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第194号に規定する和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館7階

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

平成23年2月18日（金）から同月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとし、(2)に掲げる期間に、インターネットのホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/nyusatsu/jouhou.html>）から入手することもできる。

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 交付する入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、

その後は、平成23年3月1日（火）午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に対して書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

(2) 日時

平成23年2月24日（木）午後3時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

平成23年3月22日（火）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成23年3月22日（火）午前9時までに和歌山県教育庁学校教育局学校指導課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局学校指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局学校指導課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁学校教育局学校指導課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3686

ファクシミリ番号 073-441-3652

電子メールアドレス e5002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、平成23年2月和歌山県議会において、平成23年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products :
Maintenance for the "Wakayama Educational Network System".
- (2) Date and time for tender : 10:00 A.M. 22 March 2011
- (3) Contact point for the notice : Prefectural School Division of Wakayama Prefectural Board of Education, 1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan
Phone : 073-441-3686 (Fax 073-441-3652)